

# 介護保険通信

## 令和5年度の介護保険料をお知らせしています

65歳以上の被保険者の令和5年度の介護保険料を決定しました。  
7月中旬に被保険者の皆さんへお送りする「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」をご確認ください。



### 介護保険料の納め方

原則として年金からの引き去りで納めていただきます。  
年金額等に応じて納め方が異なります。



#### あなたの年金額は？

年額18万円(月額1万5千円)以上

#### 特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ引き去りされます。

年額18万円(月額1万5千円)未満

#### 普通徴収

偶数月に、口座振替または納付書で納めます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

#### こんなときは普通徴収になります

##### ■特別徴収の人の保険料額が本算定後、変更になったとき・・・

- 1.増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
- 2.減額となった場合、翌年の8月までは普通徴収となります。

##### ■他の市区町村から転入した人は・・・

前住所地で年金から引き去りされていた人も、当分の間、普通徴収となります。

##### ■年金担保融資を受けたとき、または年金の現況届の提出が遅れたときなど・・・

年金からの引き去りができなくなるため、当分の間、普通徴収となります。

##### ■65歳になった人は・・・

65歳到達後、約6～8か月間は普通徴収となります。

### ～仮徴収と本徴収～

仮徴収	4月(第1期)	前年度の保険料額をもとに計算した仮の年間保険料額の半額を3回に分けて納めます。
	6月(第2期)	
	8月(第3期)	

本徴収	10月(第4期)	令和4年中の収入等をもとに確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残りの額を3回に分けて納めます。
	12月(第5期)	
	2月(第6期)	

### 保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用した時に、滞納した期間に応じて下記のような措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

#### 1年以上滞納すると

利用者がいったんサービス費用の全額を負担し、その後、申請により費用の保険給付分(7～9割)が支給されます。



#### 1年6か月以上滞納すると

左記の場合に、申請後に保険給付分が支給されず、滞納保険料に充てられることがあります。



#### 2年以上滞納すると

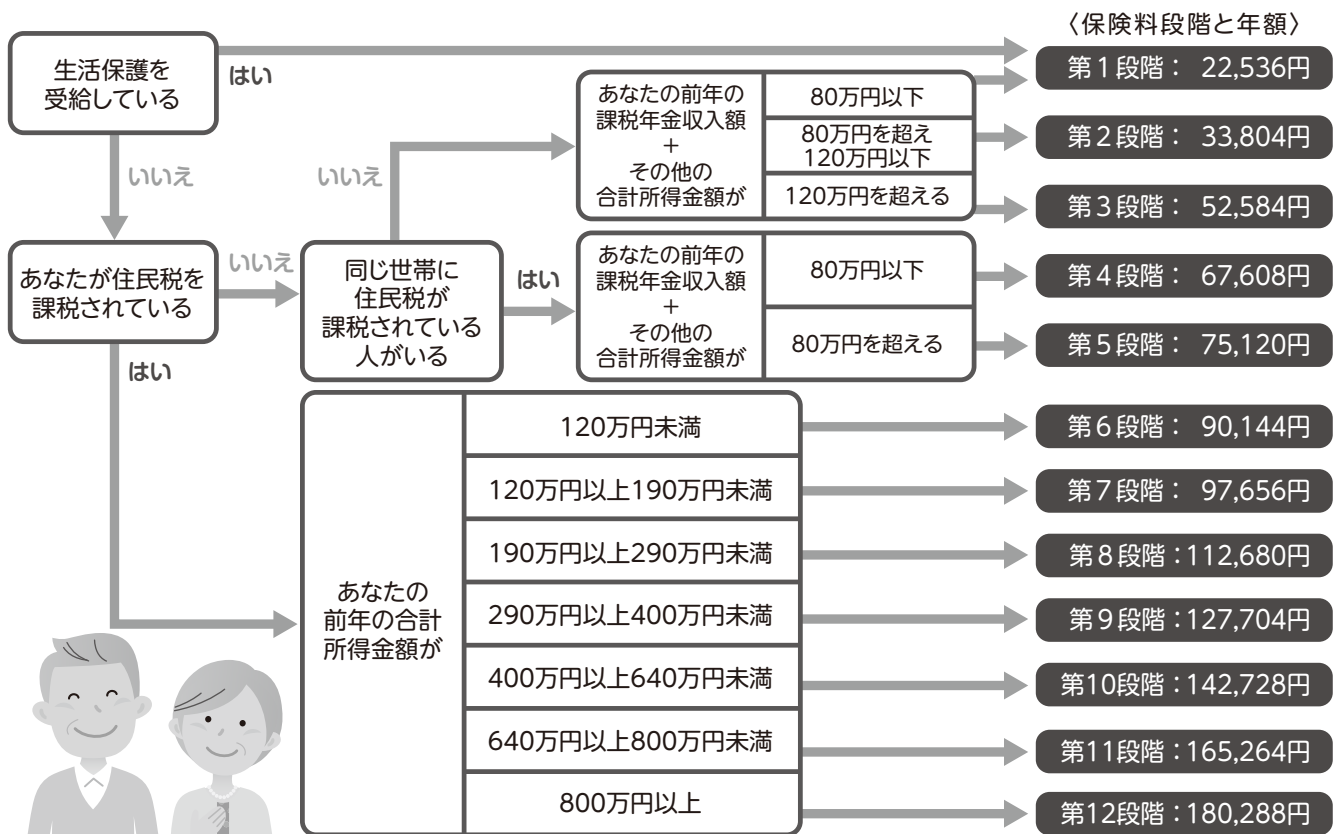
左記に加え、利用者の負担割合が3割または4割に引き上げられます。

### 困ったときはご相談を！

- ・災害等の特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や猶予を受けられる場合があります。高齢者福祉課までご相談ください。
- ・期限までに保険料の納付が困難な場合は、収納課(☎21-6647)へご相談ください。



# 65歳以上の人の介護保険料の決め方



- ・年間保険料を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ・「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。なお、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合には、それにかかる特別控除額を差し引いた金額を用います。
- ・「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額のことで、

おたすね／高齢者福祉課 ☎21-6212

## 令和5年度 出雲市 市民後見人養成講座を開催します

受講料  
無料

市民後見人は、成年後見制度を支える後見人の一人です。現在、成年後見制度利用者と同じ目線で考え相談し合える「市民後見人」の活躍に大きな期待が寄せられています。

この度、市民後見人としての活動に必要な基本的な知識とスキルを習得する養成講座を開催します。この機会にぜひお申し込みください。

- 日 程** 9月10日(日)から12月23日(土) 計8日間 全33講座
- 場 所** 出雲市社会福祉センター(出雲市社会福祉協議会)4階 大ホール
- 対 象 者** 18歳から70歳(令和5年4月1日時点)の高等学校を卒業またはそれと同等の資格を有する人で、次のいずれかに当てはまる人  
①市民後見人としての活動を希望する人 ②市民後見人に関心のある人
- 定 員** 30名(先着順) **申込期間** 8月10日(木)まで
- 申込方法** FAX、メール(件名は「出雲市市民後見人養成講座申込み」としてください)、郵送またはしまね電子申請サービスのいずれかでお申し込みください。
- そ の 他** 講座内容および申込について詳しくは、右記の二次元コードからご確認ください。



▲しまね電子申請サービス



▲詳しくはこちら

申込み・おたすね／高齢者福祉課 ☎21-6967 FAX 21-6974

〒693-8530 出雲市今市町70番地 メール kourei@city.izumo.shimane.jp